

2020年度愛知県ゴルフ連盟主催競技は（公財）日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則（2019年1月施行）と、このローカルルールを適用する。
これらの追加・変更については各競技に適用される競技規定やプレーヤーへの注意事項を確認すること。
下記に参照するローカルルールの全文については2019年1月発効の「ゴルフ規則のオフィシャルガイド」を参照すること（www.jga.or.jpで閲覧可）。
別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰（ストロークプレーでは2罰打）。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則18.2）

- (a) アウトオブバウンズは白杭の柱のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (b) アウトオブバウンズに止まったり、そのアウトオブバウンズを超えて止まった球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まったとしてもアウトオブバウンズである。

2. ペナルティーエリア（規則17）

- (a) 片側だけ定められているペナルティーエリアは無限に及ぶ。
- (b) ペナルティーエリアが境界に隣接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界まで及び、その境界と一致する。
- (c) ペナルティーエリアの縁がコースの境界と一致する地点をプレーヤーの球が最後に横切ってからそのペナルティーエリアの中で見つかるか、そのペナルティーエリアの中に止まったことが分かっている、または事実上確実な場合、ローカルルールひな型 B-2.1 に基づいて反対側の救済を受けることができる。

ペナルティーエリアのためのドロップゾーン

ペナルティーエリアのためのドロップゾーンが設置される場合、1打の罰に基づく救済の追加の選択肢となる。ドロップゾーンは救済エリアであり、球はその救済エリアにドロップされ、その救済エリアに止まらなければならない。

3. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則16）

(a) 修理地

- (1) 白線で囲まれ青杭で標示してある区域
- (2) 張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型 F-7 を適用する。
プレーヤーの球が張芝の継ぎ目にあるか、触れている場合、あるいは継ぎ目がプレーヤーの意図するスイングの区域の障害となっている場合
 - (i) ジェネラルエリアの球：
そのプレーヤーは規則 16. 1b に基づいて救済を受けることができる。
 - (ii) パッティンググリーン上の球：
そのプレーヤーは規則 16. 1d に基づいて救済を受けることができる。しかし、その継ぎ目がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。救済を受けるときは、張芝の区域の中のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目として扱われる。そのことは、球をドロップした後どの継ぎ目であってもプレーヤーの障害となる場合、たとえその球が基点から1クラブレンジ以内にある場合でも、そのプレーヤーは規則 14. 3c(2) に基づいて要求されるように処置しなければならないこと（再ドロップ）を意味している。
- (3) パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤーデージ用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則 16. 1 に基づく救済を受けることができる。ヤーデージ用のペイントがプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在しない。

(b) 動かさない障害物

- (1) 白線の区域と動かさない障害物がつながられている場合、一つの異常なコース状態として扱われる。
- (2) 動かさない障害物で囲まれている庭園区域とその中で生長しているすべての物は、一つの異常なコース状態として扱われる。

- (3) ウッドチップやマルチ(木屑)などを表面に敷いた道路や通路。ウッドチップやマルチ(木屑)などの個体はルースインペディメントである。
- (4) 電磁誘導カート用の2本及び3本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、規則 16.1 a に基づき罰なしの救済を受けなければならない。
- (5) コース内の防球ネット(金網)が動かさない障害物となる場合、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずにニヤレストポイントを決めなければならない。
- (6) U字排水溝はジェネラルエリアの一部として扱われ、ペナルティーエリアではない(例外: ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にあるU字排水溝)。
- (7) 人口の表面を持つ道路に隣接しているU字排水溝はその道路の一部として扱う。

4. 不可分の部分

次の物は不可分の物であり、罰なしの救済は認められない。

- (a) 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤ、ケーブル、巻物、その他の物
- (b) ペナルティーエリア内にある人工的な護岸やパイリング(枕木等の構築物)。

5. 恒久的な高架の送電線

ローカルルールひな型 E-11 を適用し、次のように修正する:

プレーヤーの球がインバウンズの送電線に当たったことが分かっているか、事実上確実な場合、そのストロークはカウントしない。そのプレーヤーは規則 14.6 にしたがって直前のストロークを行った場所から罰なしに球をプレーしなければならない。

例外: 高架線の鉄塔や支柱に球が当たった場合には適用しない。

6. 後方線上の救済を受けて、救済エリアの外からプレーした球 ローカルルールのひな型 E-12

後方線上の救済を受ける場合、プレーヤーが関連する規則(規則 16.1 c (2)、17.1 d (2)、19.2 b、19.3 b) が要求する救済エリア内にドロップしたが、その救済エリアの外に止まった球をプレーした場合、その球をドロップしたときに最初に地面に触れた箇所から1クラブレンジ以内にその球が止まっているのであれば、追加の罰はない。

この罰の免除は、球が基点よりホールに近い所からプレーされていたとしても、元の球の箇所や、球がペナルティーエリアの縁を最後に横切ったと推定した地点よりホールに近づいてプレーしていなければ適用する。

7. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替えについてのローカルルール G-9

規則 4.1 b (3) は次のように修正される

プレーヤーのクラブを乱暴に扱った以外のケースでラウンド中(プレーの中断中を含む)にそのプレーヤーやキャディーによって「壊れた、または著しく損傷した」場合、そのプレーヤーは規則 4.1 b (4) に基づいてクラブを別のクラブに取り替えることができる。

クラブを取り替える場合、そのプレーヤーは壊れた、または著しく損傷したクラブを規則 4.1 c (1) の処置を使用してすぐにプレーから除外しなければならない。

このローカルルールの違反に対する罰は規則 4.1 b 参照

8. クラブと球の規格

- (a) 適合ドライバーヘッドリスト; ローカルルールひな型 G-1 を適用する:

プレーヤーがストロークを行うために使うドライバーは R & A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載しているクラブヘッド(モデルとロフトで識別される)を持つものでなければならない。

このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰: 失格

例外: 1999 年より前に製造されたクラブヘッドを持つドライバーはこのローカルルールから免除される。

- (b) 適合球リスト; ローカルルールひな型 G-3 を適用する:

ストロークを行うときに使用する球は R & A が発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。

このローカルルールに違反した球でストロークを行ったことに対する罰: 失格

注:上記(a)及び(b)の更新されたリストは www.jga.or.jp あるいは www.randa.org で閲覧できる。

9. 険悪な気象状況によるプレーの中断 (規則 5.7)

危険な状況のためにプレーの中断、または通常の中断はサイレンによって伝えられる。

どちらの場合も、プレーの再開はサイレンによって伝えられる。

次の信号がプレーの中断と再開に使われる：

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 差し迫った危険のための即時中断 | 1回の長いサイレン (10秒～15秒) |
| 危険な状況ではない中断 | 3回の連続する短いサイレン |
| プレーの再開 | 2回の連続する短いサイレン |

5秒間鳴らして1秒弱間隔を空けてまた5秒間鳴らすを繰り返す。

注：危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでも練習を止めない場合には失格となることがある。

10. 練習 (規則 5)

(a) ストロークプレーのラウンド前、またはラウンドとラウンドの間の練習

ローカルルールひな型 I-1.2 を適用し、規則 5.2b は次の通り修正される：

「プレーヤーはラウンド前やラウンドとラウンドの間に競技コースで練習してはならない。

規則 5.2 の違反の罰：規則 5.2 の罰則規定を参照。

例外：プレーヤーは競技日に練習用に用意されているコース内のすべての練習区域を練習のために使うことができる。」

(b) 終了したばかりのパッティンググリーン上やその近くでの練習

ローカルルールひな型 I-2 を適用し、規則 5.5b は次の通り修正される：

「2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない

- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。」

11. キャディー

プレーヤーのキャディーの使用を禁止したり、あるいはキャディーとして使用できる人について制限する場合、各競技の競技規定に掲載される。

12. 参加資格

プレーヤーは各競技の「競技の条件」で定められる参加資格の条件を満たしていなければならない。

13. スコアカードの提出 (規則 3.3b)

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

14. タイの決定

タイの決定方法は該当する競技規定に定められるか、委員会によってゴルフコースで公表される。

15. 競技の結果 — 競技の終了

本競技は競技委員長の成績発表をもって終了する。

16. 競技の成立

本競技の競技者全員が規定のラウンドをホールアウトできなかった場合、委員会は競技成立について別途協議（再開、予備日など）するものとする。

17. 委員会の裁定

委員会はローカルルールを修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

注意事項

1. ローカルルールに追加変更のある場合は掲示板（ホームページ含む）、スタートホールのティーイングエリア付近に告示する。
2. 委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレイヤーの参加資格を取り消すことができる。
3. プレーヤーまたはそのキャディーにエチケット違反、または非行があった場合には制裁を受けることがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2a に基づいて失格とする場合がある。
4. 練習は指定練習場で行い、打撃練習場では備え付けの球を使用すること。
スタート前の練習は1人1袋25球を限度とする。
5. ティーマーカーは青マークとする。
6. プレー中、帽子（バイザー可）を着用すること。
7. 愛知県ゴルフ連盟並びに会場クラブの服装規定を順守すること。服装規定に違反がある場合、競技委員会は競技者の参加資格を取り消すことができる。
8. コース内は携帯電話の使用は禁止する。

- 追記
1. クラブハウス・朝食は、午前6時30分よりオープン。
 2. 練習場は、午前6時30分よりオープン。
 3. バックは口径9.5インチ、重量は13キロを超えないこと。
尚、サブバックの使用は禁止する。

競技委員長 加藤 義孝

新型コロナウイルス感染症防止対策としての行動規範

新型コロナウイルス感染を避けるため、競技中は倶楽部の感染症予防対策に協力しなければならない。

- ・倶楽部ハウス内での予防対策事項の順守。
- ・ラウンド中、大きな声を出す等、感染する可能性のある行動はしないこと。
- ・ラウンド中、可能な限りソーシャルディスタンス（約2メートル）を保つこと。
- ・体調不良を少しでも感じた場合、コース上のすべての人のために競技を棄権し、競技委員（倶楽部担当者）に申し出ること。
- ・ウイルス感染の状況は常に変化することを理解し、その他委員会の要請には随時従うこと。

上記の要請事項、禁止事項に反しただけでは罰は課されませんが、故意に無視した場合委員会はそのプレイヤーを失格にし、以降1年間主催競技への参加資格を停止する。

（オフィシャルガイド5H（3）に規定する段階的な罰の採用できる）